

## 愛媛県奨学金返還支援制度（IT人材確保枠）Q&A

応募や就職活動に関するQ&A		
Q	A	
1	この事業の目的は何ですか？	県内産業のDXによる産業競争力の強化に向け、DXを支えるIT人材の県内企業への就職・定着を促進するため、県と登録企業が共同で奨学金の返還を助成するものです。
2	どのような奨学金が対象となりますか？	対象となる奨学金は、日本学生支援機構第一種奨学金及び第二種奨学金です。
3	愛媛県出身者以外も対象となりますか？	対象となります。
4	ITパスポート試験や情報セキュリティマネジメント試験に合格していれば対象となりますか？	対象とはなりません。 本制度の対象となる方は、情報処理推進機構が定めるITスキル標準レベル2以上の情報処理技術者試験に合格している方となります。
5	対象となる試験に合格する前でも申請できますか？	申請できます。 適当と認められる場合は、助成候補者として認定します。助成候補者は、試験合格後、別途合格報告が必要です。
6	助成対象者の申請には何を提出すれば良いですか？	提出書類は次のとおりです。 ①奨学生証（又はこれに準ずる書類） ②本人確認書類（1点） 【例】運転免許証（写）、保険証（写）、パスポート（写）等 ※本人確認書類の住所と現住所が異なる場合は、現住所が確認できる書類を追加で提出してください。 【例】住民票（写）、賃貸契約書（写）、公共料金請求書（写）等 ※本申請における「現住所」とは、「通学・通勤のための居所」又は「住民票の住所」とします。 ③情報処理技術者試験の合格を証明する書類（写）（助成候補者を除く） ※助成候補者は、試験合格後、別途合格報告が必要です。
7	他の奨学金返還支援制度との併用はできますか？	本制度と合わせて、他の支援制度（えひめ人口減少対策総合交付金を財源とする助成制度を除く。）による助成を受けることはできません。 ただし、愛媛県が実施する奨学金返還支援制度の助成対象者に応募することは可能です。（助成を受ける際に本制度を利用するか、或いは他の制度を利用するか選択していただきます。）
8	助成対象者となった場合、必ず登録企業に就職しなければなりませんか？	本制度への応募により、登録企業に就職しなければならないものではありません。自由な就職活動の結果、登録企業へ就職した場合にのみ、返還支援を受けられます。
9	助成対象者となった場合、登録企業以外の企業への就職活動に制限はありますか？	制限はありません。自由に就職活動を行ってください。

## 愛媛県奨学金返還支援制度（IT人材確保枠）Q&A

就職後の取り扱いに関するQ&A		
Q	A	
10	人事異動で県外の事業所に勤務することとなった場合はどうなりますか？	愛媛県内に主たる事業所がある企業に雇用されている場合は、継続して支援を受けられます。 愛媛県外に主たる事業所がある企業に雇用されている場合は、原則として支援の対象外になります。
11	年度途中で退職、転職した場合はどうなりますか？	10月～翌年9月の間に退職した場合は、継続就労の要件を満たさないため、その年度以降の支援は受けられませんのでご注意ください。
12	産休や育休、病休となった場合はどうなりますか？	離職していなければ本制度の対象となります。ただし、助成金の支給については、奨学金の返還実績が必要となりますのでご注意ください。
13	奨学金を繰上返還した場合はどうなりますか？	奨学金を繰上返還した場合は、繰上返還した額を含めた1年間の返還実績に基づき、助成額を算出します。（助成額年間上限20.16万円）
14	奨学金の返還を猶予・免除された場合はどうなりますか？	奨学金の返還を猶予された場合は、その猶予期間については、奨学金の返還支援の助成要件を満たさないため、助成を受けることができません。猶予されることとなった場合は、愛媛県産業人材課まで報告してください。 奨学金の返還を免除された場合についても、愛媛県産業人材課まで報告してください。
15	奨学金の返還を滞納した場合はどうなりますか？	奨学金の返還が数か月遅滞したとしても、助成金の請求時点において、請求前までの1年間（10月分～翌年9月分）に奨学金の返還を行っていれば、助成金の請求は可能です。ただし、正当な理由なく返還の遅延が1年以上経過するような場合には、助成を受けられなくなる場合がありますので、個別にご相談ください。
16	助成金はどのように受け取れますか？	登録企業への就職後、10月～翌年9月までの間に奨学金を返還し、かつ継続して就業した場合、1年毎に交付申請を行っていただき、奨学金の返還を支援する流れとなります。なお、助成金は原則として日本学生支援機構に支払い、返済に充当されます。その結果、助成対象者は、奨学金の返還期間が短縮されます。